



柏市監査委員告示第 6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成23年 8月31日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	田	中		晋
柏市監査委員	佐	藤	尚	文

平成 2 3 年度

監査の結果に関する報告

財政援助団体等監査

柏市体育協会

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫  
高 田 幸 男  
田 中 晋  
佐 藤 尚 文

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の期間

平成23年6月1日から平成23年8月24日まで

4 監査の対象

(1) 監査の対象となる財政援助団体

柏市体育協会（以下「協会」という。）

(2) 補助金の名称及び交付額

柏市体育・スポーツ振興補助金 6,400,000円

(3) 補助金交付関係事務の主管部課

教育委員会生涯学習部スポーツ課（以下「スポーツ課」という。）

5 監査の方法

平成22年度分で平成23年3月31日までに執行した補助金に関する出納，その他これに関連する事務について，財政援助団体及び主管部課から資料の提出を求めるとともに，関係者の説明を受けて行った。

なお，監査の主な視点を次のとおりとした。

(1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。

(2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また，公益上の必要性は十分か。

(3) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

- (4) 事業計画書，予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書，実績報告書等は符合するか。
- (5) 事業は，計画並びに交付条件に従って実施され，十分効果が上げられているか。また，補助金が補助等対象事業以外に流用されていないか。

## 6 監査の概要

### (1) 財政援助団体の概要

#### ア 設立目的

協会は，柏市におけるスポーツ団体を統轄し，かつ，これを代表する任意団体であり，市民体育の振興を図るとともに，相互の親睦を深め，体育・スポーツを通じて明るい柏市の発展に寄与することを目的としている。（柏市体育協会会則（以下「会則」という。）第3条）

#### イ 組織

協会に置かれている役員及びその職務は，次のとおりである。（会則第5章及び第6章）

##### (ア) 会長（1名）

協会を代表し会務を統轄する。予算・決算の承認，会則の変更，事業計画，役員の変更等の重要事項の審議及び決定のために総会を招集し，その議長となる。事業の執行にあたる理事会，理事会への提案事項を審議する常任委員会を招集する。

##### (イ) 副会長（若干名）

会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代行する。理事会及び常任委員会を構成する。

##### (ウ) 理事長（1名）

理事会及び常任委員会の議長となる。また，会長及び副会長がともに事故あるときは，その職務を代行する。

##### (エ) 副理事長（若干名）

理事長を補佐し，理事長に事故あるときは，その職務を代行する。理事会及び常任委員会を構成する。

(オ) 理事

協会に加盟するスポーツ団体（以下「加盟団体」という。）より1名の推薦者をもって充てられ、加盟団体の代表として理事会を構成する。

(カ) 指名理事（若干名）

加盟団体の推薦による理事のほか、会長が指名する。理事会及び常任委員会を構成する。

(キ) 常任理事（若干名）

加盟団体の推薦による理事のほか、理事会の推挙により、会長が委嘱する。理事会及び常任委員会を構成する。

(ク) 監事（2名）

協会の会計を監査する。

(ケ) 会計（2名）

協会の会計事務を担当する。

各役員任期はいずれも2年とされているが、再任を妨げない。（会則第14条）

また、会長は理事会の承認を経て顧問及び参与を委嘱することができる。顧問及び参与は会長の諮問に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。（会則第13条）

このほか、役員の手配を受けて協会の事務を執行する機関として事務局が置かれており、事務局長以下3名の事務局員が所属している。

ウ 事業の概要（会則第4条）

(ア) 体育大会、講習会等体育に関する行事の実施

協会は、柏市教育委員会が平成19年3月に策定した「柏市スポーツ振興計画」においても本市のスポーツ振興事業の実施主体のひとつに位置づけられている。

平成22年度は、第65回国民体育大会におけるテニス競技応援活動、第56回柏市民体育大会総合開会式の挙行、第16回手賀沼エコマラソン大会・第50回柏市民新春マラソン大会への協力等を実施している。

(イ) 各種大会への選手及び役員派遣

千葉県民体育大会（主催：財団法人千葉県体育協会）を始めとする各種体育大会について、参加する選手及び役員  
の派遣主体となる。

平成22年度においては、第65回国民体育大会が実施され、千葉県民体育大会が実施されなかったため、該当事業における支出はなかった。

(ウ) スポーツの指導奨励並びに指導者の養成

加盟団体を通じ、各種競技の啓発・普及活動、指導者講習会等を実施している。

また、「青少年育成事業補助金」として、加盟団体への一般的な運営費補助とは別個に、主に小中学生を中心とする青少年の健全な育成に資すると認められる事業について、加盟団体の申請に応じて補助金を交付している。

(エ) 財団法人千葉県体育協会等、関係団体との連絡提携

協会は財団法人千葉県体育協会に柏市を代表する体育団体として加盟しており、財団法人千葉県体育協会寄附行為の定めるところにより分担金を支出している。

(オ) 加盟団体の組織強化と相互の連絡協調

平成22年度における加盟団体は35団体であり、その一覧は次のとおりである。

野球連盟	ライフル射撃協会	ソフトボール協会
ソフトテニス連盟	バドミントン協会	相撲連盟
陸上競技協会	ハンドボール協会	ラグビーフットボール協会
卓球連盟	水泳協会	ゲートボール協会
剣道連盟	空手道連盟	山岳協会
バレーボール協会	弓道連盟	レスリング協会
スキー連盟	アマチュアゴルフ協会	体操協会
柔道連盟	ボウリング協会	高等学校スポーツ連絡協議会
サッカー協会	合気道連盟	銃剣道協会
バスケットボール協会	サイクル協会	ボクシング協会
フェンシング協会	少林寺拳法連盟	トライアスロン協会
テニス協会	クレール射撃協会	

協会は加盟団体から分担金等を徴収し，また加盟団体に運営費補助金を交付する。分担金等の徴収及び運営費補助金の交付に当たっては，各加盟団体の規模，協会への貢献度等に応じた傾斜配分制を採用している。このほか，団体相互の連絡協調のための事業として，研修会，加盟団体会長懇談会等を開催している。

(カ) 体育功労者の表彰

柏市のスポーツ振興のために貢献したと協会が認める個人について，年度当初の総会時に賞状及び記念品を授与して行う。

(2) 補助金の内容

柏市体育・スポーツ振興補助金交付要綱（平成11年4月1日制定。以下「要綱」という。）第3条第2項，第4条の規定により，平成22年度に柏市体育協会に交付された補助金（以下「当該補助金」という。）の明細は，次のとおりである。

対象事業	対象経費	補助金の額	補助金の限度額	概算交付額
柏市体育協会の運営事業	事務局の運営に要する経費	対象経費の全額	640,000円	640,000円
	事務局の運営に要する経費以外の経費	対象経費の全額	720,000円	720,000円
柏市体育協会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）に対する補助事業	加盟団体への運営費補助に要する経費	対象経費の全額	加盟団体の数に144,000円を乗じて得た額	5,040,000円 (35団体×144,000円)

柏市長は，柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定により平成22年5月24日付けで申請のあった当該補助金の合計額6,400,000円について，同年6月1日に申請額と同額を概算交付する旨を決定し，柏市体育協会会長に通知している。なお，同交付額は同年6月24日に支出されている。

規則第12条に規定する実績報告については，平成23年3

月 3 1 日付けで柏市体育協会会長より「補助事業等実績報告書」が柏市長に提出されている。柏市長は同日、審査の結果事業の成果が当該補助金の交付の目的に合致するものであると認め、概算交付額と同額での交付確定（支出金の精算）としており、同年 5 月 2 3 日付けでその旨を柏市体育協会会長に通知している。

(3) 財政援助団体の収支の状況

ア 収入の部

(単位：円)

項 目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
1 補助金	6,400,000	6,400,000	0
2 負担金	1,105,000	1,105,000	0
3 寄付金	1,000	0	1,000
4 繰越金	701,760	701,760	0
5 雑収入	132,240	147,310	△15,070
合 計	8,340,000	8,354,070	△14,070

イ 支出の部

(単位：円)

項 目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
1 事務費	2,245,000	2,009,600	235,400
2 会議費	100,000	92,398	7,602
3 研修費	350,000	302,080	47,920
4 渉外費	30,000	10,000	20,000
5 慶弔費	50,000	15,000	35,000
6 負担金	145,000	145,000	0
7 事業費	640,000	587,413	52,587
8 補助金	3,954,000	3,954,000	0
9 競技力向上費	0	0	-
10 青少年育成事業費	300,000	220,000	80,000
11 予備費	526,000	196,200	329,800
合計	8,340,000	7,531,691	808,309



収入総額 8,354,070 円から支出総額 7,531,691 円を差し引いた残額 822,379 円について、次期への繰越金としている。

## 7 監査の結果

監査の結果，次の事項については，監査の結果に関する取扱要領（平成 14 年 4 月 1 日制定）に規定する「指摘事項」と判断した。

### (1) 市主管課による補助金交付関係事務の処理

本来協会が行うべき補助金等申請事務について，一部を市の主管部課が処理していた。補助金を交付する側と受ける側との事務分担が明確に区別されるよう，改善されたい。

規則第 2 条に規定する補助金等交付申請書及び同第 12 条に規定する補助事業等実績報告書については，本来ならばいずれも補助金等の交付の申請を希望する事業者が作成し，提出すべきものとされている。

#### 柏市補助金等交付規則（抜粋）

（交付の申請）

第 2 条 補助金等の交付の申請をしようとするもの（以下「申請希望者」という。）は，補助金等の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）に関し，次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は，補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は，速やかに補助事業等の実績，決算その他の補助事業等の成果を記載した報告書に市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る本市の会計年度が終了した場合も，また同様とする。

今回、当該補助金について協会より提出のあった補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書について確認したところ、形式上の提出者こそ協会となっていたものの、実際は主管部課であるスポーツ課の職員によって作成されていた。

協会の事務局は、従来はスポーツ課内に置かれていたが、平成21年度に独立し、現在は柏市中央体育館の敷地内に設置されている。スポーツ課が作成・公表している平成21年度の事務事業評価シートでは、事務局の独立については「独立した運営を行うことができるようになり、事務局員2名で、本年度の事業を円滑に行っている」と評価されている。

しかし、協会の歳入の過半を占める当該補助金の申請及び実績報告に係る事務について、依然としてスポーツ課が処理しているという現状は、「独立した運営」が「円滑に」なされているとはいえず、適正を欠いている。

## (2) 補助金交付要綱における補助対象経費の明確化

補助対象となる経費については、すでに柏市長が「補助金の適正化について」と題し、審査基準等で明確にするよう通知しているが、当該補助金に係る現行の要綱は、補助金の交付対象となる経費を明確に規定していない。そのため、本監査においても、当該通知に照らせば補助対象外となるべき会議後の懇親会費用が補助対象経費として計上されるなど、適正を欠くと判断せざるを得ない事例が見受けられた。補助対象となる経費と補助対象外となる経費とが明確に区別され、補助対象事業に係る主管部課の指導・監督が確実に行われるよう、要綱の改正等、早急に措置を講じられたい。

上記「補助金の適正化について」は、柏市長が平成10年3月30日付けで市の各所属長あてに通知したものであり、厳しい財政運営の中、公平性・透明性を確保した適正な補助金行政とするために、見直しの基準として「補助金の適正化に向けた取組み」と題して複数の方針を示している。

補助対象経費の扱いについても、①経費の内訳をできる限り市の支出科目に合わせ明確なものとすること、②事業に基づかない経費を補助対象経費としないことが求められている。

#### 補助金の適正化について（通知）（抜粋）

長引く景気の低迷，行政需要の多様化等，本市の財政運営は大変厳しいものとなっており，こうした状況の中，市民の行政に対する期待が増大する一方で評価や監視の目は厳しいものとなっている。

（略）

「補助金の適正化に向けた取り組み」について下記のとおり定めることとしたので，各所属においては職員に十分周知のうえ，その実施に努められたい。

記

#### 2 補助金の適正化に向けた取り組み

##### [1] 交付基準

- (1) 終期の設定
- (2) 補助率の適正化
- (3) 補助対象経費の制限

##### ①補助対象経費を明らかにする。

（補助金交付申請書に記載される経費は，単に事業費，調査費等とせず，できる限り市の支出科目に合わせ経費の内訳を明確にする。）

##### ②事業に係る経費を対象とするものである。

（総会費や構成員相互の慶弔費，公債費等の団体の運営経費は対象としない。）

（以下略）

柏市の補助金交付に関する事務は，この「補助金の適正化に向けた取り組み」の趣旨を踏まえて行われるべきであり，この点，柏市体育・スポーツ振興補助金も例外ではない。

本監査に当たっても、当該補助金の交付が「補助金の適正化に向けた取り組み」の趣旨に即しているかどうかについては、特に意を用いて監査を行ったところであるが、当該補助金の交付における補助対象経費の取扱いに関して、上記通知の考え方に照らして適正を欠くと判断せざるを得ない事例が、次のとおり見受けられた。

ア 要綱は「補助対象経費を明らかにする」ものであるか

当該補助金については、前述のとおり平成22年6月1日に当初申請額と同額を概算交付することとしているが、交付決定にあたりスポーツ課が作成した起案書によると、当該概算交付時における補助対象経費の積算の内訳は、次のとおりである。

第1表 当該補助金概算交付時における補助対象経費の積算内訳 (単位：円)

項 目	予算額	内 訳			
		事務局の運営 に要する経費	事務局の運営 に要する経費 以外の経費	対象外経費	加盟団体 運営費
1 事務費	2,245,000	1,400,000	845,000	0	0
通信費	200,000	0	200,000	0	0
印刷製本費	65,000	0	65,000	0	0
消耗品費	300,000	0	300,000	0	0
備品費	100,000	0	100,000	0	0
使用料	180,000	0	180,000	0	0
賃金	1,400,000	1,400,000	0	0	0
2 会議費	100,000	0	100,000	0	0
3 研修費	350,000	0	0	0	350,000
4 渉外費	30,000	0	0	30,000	0
5 慶弔費	50,000	0	0	50,000	0
6 負担金	145,000	100,000	45,000	0	0
県体育協会	100,000	100,000	0	0	0
その他	45,000	0	45,000	0	0
7 事業費	640,000	0	60,000	0	580,000
市民体育大会	70,000	0	0	0	70,000
専門委員会	30,000	0	30,000	0	0
広報誌	300,000	0	0	0	300,000
功労者表彰	30,000	0	30,000	0	0
ホームページ	180,000	0	0	0	180,000
その他	30,000	0	0	0	30,000
8 補助金	3,954,000	0	0	0	3,954,000
9 競技力向上費	0	0	0	0	0
10 青少年育成事業費	300,000	0	0	0	300,000
11 予備費	526,000	0	0	526,000	0
合 計	8,340,000	1,500,000	1,050,000	606,000	5,184,000

５ページ「補助金の内容」に挙げた明細のとおり，当該補助金について要綱上補助対象経費とされているのは，協会の運営事業における「事務局の運営に要する経費」「事務局の運営に要する経費以外の経費」及び加盟団体に対する補助事業における「運営費補助に要する経費」である。

このため，補助金等交付申請書において補助対象経費を積算するに当たっては，協会が平成２２年度予算で設定した各項目を，要綱で規定する当該対象経費のいずれかに上表のとおり割り振ることが必要となる。

この項目の割り振りは，補助事業等実績報告書における補助金額の確定の際にも同様に行われている。当該確定にあたりスポーツ課が作成した起案書によると，当該確定時における補助対象経費の積算の内訳は，次のとおりである。

第２表 当該補助金交付額確定時における補助対象経費の積算内訳

(単位：円)

項 目	決算額	内 訳			
		事務局の運営 に要する経費	事務局の運営 に要する経費 以外の経費	対象外経費	加盟団体 運営費
1 事務費	2,009,600	1,328,372	631,878	0	49,350
通信費	117,411	0	117,411	0	0
印刷製本費	49,350	0	0	0	49,350
消耗品費	312,061	0	312,061	0	0
備品費	83,398	0	83,398	0	0
使用料	119,008	0	119,008	0	0
賃金	1,328,372	1,328,372	0	0	0
2 会議費	92,398	0	92,398	0	0
3 研修費	302,080	0	0	0	302,080
4 慶弔費	25,000	0	0	25,000	0
5 負担金	145,000	0	145,000	0	0
県体育協会	100,000	0	100,000	0	0
その他	45,000	0	45,000	0	0
6 事業費	587,413	0	72,210	0	515,203
市民体育大会	10,207	0	0	0	10,207
専門委員会	30,000	0	30,000	0	0
広報誌	357,000	0	0	0	357,000
功労者表彰	42,210	0	42,210	0	0
ホームページ	147,996	0	0	0	147,996
その他	0	0	0	0	0
7 補助金	3,954,000	0	0	0	3,954,000
8 競技力向上費	0	0	0	0	0
9 青少年育成事業費	220,000	0	0	0	220,000
10 予備費	196,200	0	196,200	0	0
合 計	7,531,691	1,328,372	1,137,686	25,000	5,040,633

予算上の各項目が当該対象経費のいずれに該当するか（あるいは、当該対象経費が具体的にはどの予算上の項目を指しているのか）について、要綱は一切規定していない。そのため、項目の割り振りは概算交付時、交付額確定時それぞれにおいて、作成者の判断によってその都度行われる。（前項のとおり、実際の補助金交付事務をスポーツ課が処理しているため、実質上はスポーツ課による判断である。）

このため、第1表では「事務局の運営に要する経費」とされていた「負担金」の「県体育協会」（年会費）が、第2表では「事務局の運営に要する経費以外の経費」とされるなど、当該対象経費を構成する項目の内訳が概算交付時と交付額確定時とで一部入れ替わるなど、全体的な検証が困難なものとなっている。

補助金交付事務における経費区分と実際の予算・決算における支出項目が一致せず、その都度の割り振りを必要とする構造は、補助対象経費を規定するにあたり「できる限り市の支出科目に合わせ経費の内訳を明確にする」べきとしている上記通知の趣旨に照らすかぎり、適正を欠くと判断せざるを得ない。

イ 補助は「事業に係る経費を」対象とするものであるか

6 ページ「財政援助団体の収支の状況」支出の部で「研修費」決算額として記載のある 302,080 円は、第2表にもあるとおり、全額が加盟団体に対する補助事業における「運営費補助に要する経費」であるとして補助対象経費に算入されている。この 302,080 円について、協会が保管している証憑書類等関係書類を確認したところ、その内訳は次のとおりであった。

平成 2 2 年度中支出状況（研修費）

支出日	摘 要	支出金額
H22. 5. 25	総会后懇親会費用補てん分	58, 500
H22. 11. 16	団体会長会議懇親会費用補てん分	41, 350
H22. 12. 21	松戸市体育協会視察お土産代	2, 100
H23. 3. 1	研修会后懇親会補てん分	170, 130
H23. 3. 1	研修発表謝礼	30, 000
	合計	302, 080

※協会保管の現金出納帳（支出伝票綴）より作成

上記の全 5 件の支出行為のうち、3 件に「懇親会（費用）補てん分」との記載が見られる。このうち、「総会后懇親会費用補てん分」として 58, 500 円を支出しているが、これは平成 2 2 年 5 月 2 1 日に開催した平成 2 2 年度柏市体育協会総会に係る費用の支出 698, 150 円について、出席者から徴収した会費 605, 000 円及び支出項目の「会議費」から支出した会場使用料 34, 650 円を控除した不足額である。当該支出に係る証憑書類を確認したところ、総会終了後に開催された懇親会に供された飲食に係る支出について、会費収入をもって不足する額を研修費から充当していることが判明した。

これは、他の「団体会長会議懇親会費用補てん分」及び「研修会后懇親会補てん分」においても同様であり、協会からも「加盟団体のために使うお金」として従来から研修費を懇親会費用の不足額の補填に常用していたとの説明を受けている。

会議終了後の懇親会における飲食費用について、会費収入の不足額であるとはいえ、当該補助金において「加盟団体の運営に要する経費」の一部として補助対象経費に位置づけられている研修費から支出している構造は、「事業に係る経費」のみを補助対象とすべきであるとしている上記通知の趣旨に照らすかぎり、適正を欠くと判断せざるを得ない。

### (3) 会計処理における関係規程等の整備

協会における会計処理に関し、経理規程や勘定科目体系等の関係規程が整備されていない。財務内容の正確性を担保し、個々の担当者の判断に左右されない責任ある会計方針の確立を図るためにも、整備に向けて指導に当たられたい。

協会の平成22年度中の支出行為について確認したところ、事務局が支出に際して作成した「柏市体育協会 支出負担行為併用兼支出命令票」について、会計（役員）が3か月に1回程度の頻度で検認を行っているという説明であった。

また、金額の大きい支出については、事前に理事会及び常任委員会に諮り、出席役員の承認を得るようにしているとのことであったが、いずれも明確な規程に基づいた処理ではなく、従来の慣習からそのようにしているということであった。

個々の支出についても、どの経費にどの勘定科目を充てるのか（勘定科目体系）が事前に決められていないために、予備費など、突発的に支出の必要性が生じた経費を中心に、担当者のその都度の判断により計上される項目が決定されるという事例が見受けられた。

### (4) 積立金取扱要綱の整備及び積立目的の明確化

協会が保有する積立金について、積立ての目的や積立金に充てる財源など、取扱いに関する方針が明確にされていない。補助対象事業との兼ね合いからも、取扱要綱の策定等、整備に向けて指導に当たられたい。

協会は定期預金1件を積立金として保有しており、平成23年3月末現在の残高は4,765,981円となっている。なお、平成22年度中の新規積立て、取崩しはともに行われておらず、出入金は利息の受取りのみにとどまっている。

当該積立金は、協会の法人化並びに設立50周年記念行事の財源とするため計画的に積立てていたものであるが、新規の



積立ては平成18年度に協会が創立50周年を迎え、各種記念行事が終了したことで中止している。

協会は、平成19年5月に策定した「柏市体育協会事業推進計画」において「協会組織の体制強化」を活動方針のひとつに掲げており、補助金に依存しない自立した団体を目指し、将来的な法人化を視野に、他団体の視察等、積極的な活動を行っている。

協会の説明では、現在保有している積立金については、当該移行手続きに係る経費への充当を予定しているとのことであったが、特に取扱い基準等でうたっているものではなく、積立金が将来的な法人化のために確保された財源であることを対外的に明示する資料は確認されなかった。

このことは、「協会が毎年度多額の補助金の交付を受ける一方で、余裕資金を抱え込んでいるのではないか」といった印象を与えかねず、適正を欠いている。